我が国の予算・財政システムの透明性

―諸外国との比較の観点から―

Budget & Fiscal Transparency

2002年 9月

財務省財務総合政策研究所

本報告書の内容や意見はすべて執筆者個人に属し、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではない。

財務総合政策研究所においては、部内研究として、我が国の予算・財政システムの透明性について、諸外国との比較の観点から分析を試み、今般その成果を報告書としてとりまとめた。

報告書には、時間的な制約から、各国の透明性の状況について十分に調査し尽くせなかった点もあるが、今後の我が国における財政構造改革を考える際に参考になれば幸甚である。

研究体制及び執筆担当者

田中秀明　財務省　財務総合政策研究所　研究部 総括主任研究官
（総括、第Ⅰ・Ⅴ章、米国、豪州、日本）
前島優子　財務省　財務総合政策研究所　研究部 主任研究官
（ＮＺ、スウェーデン）
大塚　洋　財務省　財務総合政策研究所　研究部 研究員
（第Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ章、英国、仏国、韓国）

目　　次

Ⅰ.研究の背景と目的・方法 …… 1
1．研究の背景 …… 1
（1）予算・財政の透明性の概念 …… 1
（2）透明性に関する理論的・実証的研究 …… 6
（3）透明性の向上に向けた諸外国の改革 …… 10
2．研究の目的・方法 …… 13
（1）研究の目的 …… 13
（2）本報告書の構成 …… 13

Ⅱ.予算・財政の透明性に関するＩＭＦコード及びＯＥＣＤガイドライン …… 15
1．成立の経緯 …… 15
（1）ＩＭＦコード …… 15
（2）ＯＥＣＤガイドライン …… 21
2．ＩＭＦコードの概要 …… 21
（1）ＩＭＦコードの構成 …… 21
（2）ＩＭＦコードの位置付け …… 22
（3）財政の透明性の優良慣行・基本要件・最優良慣行 …… 23
（4）ＩＭＦコードと他の国際基準や他の国際的な制度との関係 …… 40
3．ＯＥＣＤガイドラインの概要 …… 41
4．ＩＭＦコードとＯＥＣＤガイドラインの相違点 …… 43
（1）カバーする範囲 …… 43
（2）基本要件と最優良慣行 …… 44

Ⅲ.各国の予算・財政システムの透明性（概況） …… 45
（1）米国 …… 47
（2）英国 …… 48
（3）フランス …… 49
（4）スウェーデン …… 50
（5）豪州 …… 51
（6）ニュージーランド …… 53
（7）韓国 …… 54
（8）日本 …… 55

Ⅳ. 予算・財政システムの透明性の国際比較 …… 57
1．政府の範囲と予算 …… 57
2．予算・財政情報（マクロ） …… 70
（1）中期的な財政運営のフレームワーク …… 70
（2）財政の長期的な持続可能性 …… 82
（3）財政ルール・目標 …… 86
（4）マクロ経済の見通しとその質を評価する仕組み …… 94
（5）財政運営上のポジションを示す指標 …… 105

（６）結果と予測 ……119
（７）新規政策の明確化 ……123
（８）財政上のリスク ……126
３．予算・財政情報（ミクロ） ……135
（１）プログラムの目的・評価 ……135
（２）偶発債務、租税歳出、擬似財政活動 ……151
（３）債務と金融資産 ……159
（４）会計方針 ……167
４．報告書体系、監査等 ……170
（１）報告書の種類・公表 ……170
（２）監査制度 ……188

Ⅴ．おわりに～我が国の予算・財政システムの透明性向上に向けて …… 193

付　録 …… 195
１．８ヶ国の経済社会主要諸元 ……195
２．各国の実質ＧＤＰ成長率・一般政府財政収支対ＧＤＰ比等の推移（グラフ）196
３．各国の主な経済財政指標の推移（表） ……199
４．ＩＭＦコードの概要 ……203
５．ＯＥＣＤガイドラインの概要 ……222
６．各国の自己評価及びＲＯＳＣの概要 ……229
（１）米国の予算・財政システムの透明性 ……229
（２）英国の予算・財政システムの透明性 ……249
（３）フランスの予算・財政システムの透明性 ……259
（４）スウェーデンの予算・財政システムの透明性 ……269
（５）豪州の予算・財政システムの透明性 ……280
（６）ＮＺの予算・財政システムの透明性 ……305
（７）韓国の予算・財政システムの透明性 ……323
７．ＩＭＦコードに基づく日本の予算・財政の透明性に関する分析・評価等 …332
８．参考文献 ……352